

2002年8月7日

カーエアコンの「フロン回収・破壊法」に基づく

いすゞ車の料金公表について

いすゞ自動車株式会社は、カーエアコンにおけるフロン回収・破壊法 *1 が本年10月1日から施行されるにあたり、去る7月12日に公表された(財)自動車リサイクル促進センター(理事長 鈴木孝男氏)の『自動車フロン引取・破壊システム』 *2 を利用することを決定し、このたび同センターと委託契約を締結した。

これにともない、いすゞ車に搭載されるカーエアコンのフロン類を引き取る際の料金については、同センターのシステムに準じ、下記の通り決定した。

いすゞ自動車では、フロン回収・破壊法におけるフロン類の引き取り等が、確実且つ円滑に行われるとともに、自動車オーナー及び関係事業者への理解活動を通じて、フロン類の一層の回収促進が図られるよう、同センターと緊密な連携をとり、全力で取り組んでいく。

記

1. 料金 (自動車オーナーのお支払い金額 一税込み) (注) いずれも1台当たり

車種区分	自動車 (バスを除く)	小型バス (全長7m未満)	大型バス (全長7m以上)
料金	2,580円 (フロン券1枚)	5,160円 (フロン券2枚)	10,320円 (フロン券4枚)

※ 自動車オーナーは、自動車を廃棄する際に(財)自動車リサイクル促進センターが発行する自動車フロン券を購入し、登録引取事業者にその券を添えてお引き渡しいただく。

※ 自動車フロン券は、全国の郵便局やコンビニエンスストアで、9月20日から取り扱い開始予定である。

2. フロン回収事業者に支払う回収料金（税抜き） （注）いずれも1台当たり

車種区分	自動車 (バスを除く)	小型バス (全長7m未満)	大型バス (全長7m以上)
フロン回収事業者に支払う回収料金	1,550円	3,540円	5,970円

*1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
(平成13年法律第64号)

*2 「自動車フロン引取・破壊システム」(メーカーのフロン類の引取・破壊等業務を代行する事業)については (財)自動車リサイクル促進センターのホームページ
<http://www.jarc.or.jp/>をご参照下さい。

▶ 回収料金支払額の考え方

▶ フロン回収事業者に支払う往復運搬料金

以上

2002年8月7日

カーエアコンの「フロン回収・破壊法」に基づく

いすゞ車の料金公表について

回収料金支払額の考え方

- 回収料金は「トラック・バス1台当たり」で車種区分ごとに決められた額をお支払いいたしますが、回収量も勘案し、一定の基準量を下回った場合は減額させていただきます。

なお、運用上、ボンベ・パレットには複数台分のフロンが混在した形で引取るため、ボンベ・パレットごとに回収料金の計算を行います。

よって、ボンベ・パレットに充てんされたフロンの量が「基準引取量」を下回った場合、下回った量の割合に応じて回収料金支払額は減額されます。

(1) 「基準引取量」の計算

ボンベ・パレットに添付されたフロン類管理書枚数（台数）と車種区分ごとに決められた「台当たり引取量基準値」から、ボンベ・パレットの「基準引取量」（バス分を除く）を計算します。

※「台当たり引取量基準値」（バス除く）

車種区分	台当たり引取量基準値
登録自動車（含むトラック）	0.35kg
軽自動車（含む軽トラック）	0.30kg

$$\begin{aligned} \text{「基準引取量」} &= (0.35 \text{ kg} \times \text{登録自動車分フロン類管理書枚数 (台数)}) \\ &+ (0.30 \text{ kg} \times \text{軽自動車分フロン類管理書枚数 (台数)}) \end{aligned}$$

(2) 回収料金支払額の計算

- 1) ボンベ・パレットに充てんされたフロンの量が(1)で計算した「基準引取量」以上だった場合(満額支払)

$$\begin{aligned} \text{回収料金支払額} &= 1,550 \text{円} \times (\text{登録自動車分フロン類管理書枚数(台数)} \\ &+ \text{軽自動車分フロン類管理書枚数(台数)}) \end{aligned}$$

- 2) ボンベ・パレットに充てんされたフロンの量が(1)で計算した「基準引取量」未満だった場合(支払減額対象)

$$\begin{aligned} \text{回収料金支払額} &= 1,550 \text{円} \times (\text{登録自動車分フロン類管理書枚数(台数)} \\ &+ \text{軽自動車分フロン類管理書枚数(台数)}) \times \frac{\text{充てんフロン量}}{\text{(1)で計算した「基準引取量」}} \end{aligned}$$

- (3) バス分を含んだ場合の回収料金の計算方法

同一ボンベにバス専用フロン類管理書が添付されていた場合、当該ボンベ・パレットに充てんされたフロンの量から(1)で計算した「基準引取量」を差し引いたフロンの量をバス分の回収フロン量とみなして、同様の考え方で回収料金の計算を行います。

※「台当たり引取量基準値」(バス)

車種区分(バス)	台当たり引取量基準値
小型バス	1.60kg
大型バス	2.50kg

以上

2002年8月7日

カーエアコンの「フロン回収・破壊法」に基づく

いすゞ車の料金公表について

フロン回収事業者に支払う往復運搬料金（税抜き）

パレットによる運搬 (1リットルポンベ)			発送地	大型ポンベによる運搬		
5本入り パレット	10本入り パレット	回収フロン 引取場所		回収フロン 引取場所	10Kgポン ベ 12Kgポン ベ	20Kgポン ベ 24Kgポン ベ
2,610	2,810	早来工営	北海道	早来工営	2,610	2,800
2,610	2,810	日曹金属化学 (福島県)	青森県	日曹金属化学 (福島県)	2,610	3,100
			秋田県			2,900
			岩手県			
			宮城県			
			山形県			2,770
			福島県			
			茨城県			
			栃木県			2,700
			新潟県			
		群馬県			2,800	
2,610	2,810	竹中高圧工業 (名古屋市)	山梨県	大宝産業 (横浜市)	2,610	2,770
			神奈川県			

			埼玉県									
			千葉県			2,840						
			東京都			2,870						
2,210			長野県	竹中高圧工業 (名古屋市)	2,610	2,770						
			岐阜県									
			静岡県									
			愛知県									
			三重県									
			富山県				2,970					
			石川県									
			福井県				2,870					
			2,210				2,810	西中国 エアウォーター (東広島市)	滋賀県	ダイオー (枚方市)	2,610	2,700
									京都府			2,770
大阪府	2,800											
兵庫県	2,770											
奈良県	2,700											
和歌山 県												
鳥取県	西中国 エアウォー ター (東広島市)	2,610		2,700								
島根県				2,770								
岡山県												
広島県												
山口県			2,700									
徳島県			2,800	3,100								
香川県												
愛媛県												
高知県					3,200							
2,400			3,000									

2,210	2,810		福岡県	九酸 (福岡県)	2,610	2,770
			佐賀県			2,700
			長崎県			
			熊本県			2,770
			大分県			2,700
			宮崎県			2,800
			鹿児島 県			2,970
5,410	5,410	イネオスケミカル (広島県 三原 市)	沖縄県	沖縄化学 (那覇市)	2,610	2,700

以上